

委員会条例の一部改正について（案）

常任委員会の名称及び所管（第 2 条関係）

○第 6 1 号議案「大阪府組織条例一部改正の件」の可決に伴う改正
（都市整備部と建築部の統合に伴う改正）

改 正 前	改 正 後
<p>都市住宅常任委員会</p> <p>都市整備部に関する事項</p> <p>大阪都市計画局に関する事項</p> <p>大阪港湾局に関する事項</p> <p><u>建築部に関する事項</u></p>	<p>都市住宅常任委員会</p> <p>都市整備部に関する事項</p> <p>大阪都市計画局に関する事項</p> <p>大阪港湾局に関する事項</p>

※施行日は、令和 4 年 4 月 1 日